

鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、重点まちづくり区域内に存する空き家等を利活用し、地域コミュニティの形成、地域交流の促進又は地域課題の解決と併せて、にぎわい創出に資する交流拠点の継続的な運営を行う者に対し、予算の範囲内で鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 重点まちづくり区域 鳴門市都市計画マスタープランに規定する重点的にまちづくりを推進する区域として位置づけられた区域をいう。
- (2) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」をいう。
- (3) 地域コミュニティ 共通の目的又は興味を持つ人々が集まり、相互に交流する集団をいう。
- (4) 地域交流 地域住民同士が顔見知りとなり、又は互いに支え合うことをいう。
- (5) 地域課題 地域が抱える経済、社会、環境等に関する問題全般のことをいう。
- (6) にぎわい創出 地域住民、来訪者等が継続的に訪れ、交流、活動又は参加が行われることにより、当該区域内に人の流れ及び滞留を生じさせることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のい

れにも該当するものとする。

- (1) 重点まちづくり区域内の空き家等を利活用し、にぎわい創出の拠点として継続的に運営する事業であること。
- (2) 次のいずれかに該当する取組を行うこと。
 - ア 地域住民又は来訪者が利用可能な交流又は活動の場を提供する取組
 - イ 講座、ワークショップ、イベントその他の地域参加型事業を定期的実施する取組
 - ウ 周辺施設、商店街等と連携し、回遊性又は滞在性の向上を図る取組
 - エ 地域課題の解決を目的とし、外部からの参加を促す取組
 - オ その他地域コミュニティの形成、地域交流の促進又は地域課題の解決に資する取組
- (3) にぎわい創出に関する取組を継続的に実施する計画を有すること。
- (4) 営利活動のみを目的とするものでないこと。
- (5) にぎわい創出の拠点としての運営を開始した日から3年以内に補助金の交付申請を行う事業であること。
- (6) 鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金交付要綱（令和8年6月1日）に基づく鳴門市空き家等活用まちづくり支援事業補助金を除き、市から補助金等の交付を受けた事業でないこと。

（補助対象外事業）

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 専ら居住を目的とするもの
- (2) 専ら特定の者の事業所、倉庫その他これらに類する利用を目的とするもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が本事業の目的に照らし適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち、補助対象事業の運営に直接必要であり、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 光熱水費
- (2) 通信費
- (3) 消耗品費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 保険料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) イベント、講座、ワークショップ等の開催に要する経費

- (8) 軽微修繕費
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助対象外経費)

第7条 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 人件費（補助対象事業の実施に直接必要な講師謝金、専門家謝金その他市長が必要と認める経費を除く。）
- (2) 備品購入費（取得価格が10万円以上であるものに限る）
- (3) 飲食物の仕入に要する経費
- (4) 宿泊事業専用部分の運営経費
- (5) 借入金返済に要する経費
- (6) 利益配当又は剰余金の分配に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(補助金額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、各年度50万円を上限とする。

- (1) 初年度 補助率4分の3以内
- (2) 2年度目 補助率3分の2以内
- (3) 3年度目 補助率2分の1以内

2 補助金の交付期間は、同一事業につき連続する3年度以内とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が別に定める期間中に鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第 1 1 条 補助対象者は、第 9 条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金変更等申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(補助金を交付しない旨の決定)

第 1 2 条 市長は、第 9 条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

(状況報告及び現地調査)

第 1 3 条 補助対象者は、市長が必要と認めたときは、市長が別に定めるところにより遂行状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は必要があると認めたときは、現地調査等を行うことができる。

3 補助対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(実績報告)

第 1 4 条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他支払いを証する書類

(2) 活動実績報告書

(3) 収支決算書

(4) 活動状況写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 17 条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求の日から 30 日以内に口座振込みの方法により補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第 18 条 補助対象者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 19 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。